

中野区における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

障害者が就労によって経済的な基盤を確立し、自立した生活を送るためには、障害者雇用を推進するための仕組みを整えるとともに、障害者が就労する施設等の仕事を確保し、その経営基盤を強化することが重要である。

そこで、中野区（以下「区」という。）では、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条の規定に基づき、障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資するため、区が行う物品及び役務の調達に際し、障害者就労施設等からの調達の推進を図ることを目的とし、ここに本方針を定める。

1 調達する物品および役務

中野区組織条例(昭和 40 年中野区条例第 1 号)第 1 条に規定する各室及び部、会計室、区議会事務局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局並びに監査事務局が契約によって調達する物品及び役務のうち、食品、文房具、印刷、清掃等で障害者就労施設等が受注することができるものとする。

2 調達の対象となる障害者就労施設等

本方針の対象となる施設等は、障害者優先調達推進法第 2 条第 2 項から第 4 項までに規定する障害者就労施設等とする。

3 調達目標

予算の適正な使用、契約における経済性、公正性及び競争性に留意しつつ、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進に努める。

4 調達の推進方法

障害者就労施設等からの物品及び役務の調達を推進するため、次の取組を行う。

(1) 調達の推進に必要な情報の提供

障害者就労施設等が受注することができる物品及び役務の内容など、調達の推進のために必要な情報提供を行う。

(2) 障害者就労施設等の供給能力の向上

障害者就労施設等がその供給する物品及び役務について、質の向上及び供給の円滑化のために行う取組の支援に努める。

(3) 障害者就労施設等の受注機会増大のための措置

① 物品及び役務の調達が新たに生じた場合には、障害者就労施設等からの調達の可能性について検討する。また、障害者就労施設等以外から調達することが適切であ

ると認められる場合を除き、優先的に障害者就労施設等へ発注する。

- ② 障害者就労施設等への役務の発注にあたって、一の障害者就労施設等から当該役務を調達することが困難なときは、区が委託する受注開拓窓口の中野区障害者福祉事業団に一括して当該役務を発注する。
- ③ その他、受注機会増大のため、なかの障害者就労支援ネットワーク等の取組の支援に努める。

(4) 随意契約による調達

物品及び役務の調達にあたっては、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による随意契約を適切に活用する。

5 調達実績の公表

本方針に基づき、当該会計年度終了後に、調達実績を取りまとめ、ホームページ等により速やかに公表する。

6 その他

本方針の履行にあたっての事務手続等は、別に定める中野区障害者就労施設等役務等調達促進要綱（2009 年 11 月 5 日要綱第 156 号）等に基づき実施する。

添付資料

中野区内の障害者就労施設等が受注できる物品等一覧

中野区内の障害者就労施設等が受注できる役務等一覧